第46回理容師・美容師国家試験の新型コロナウイルス 感染症拡大防止のための特例措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、次の特例措置を講じること としました。

1 特例措置の対象者

次の各号のいずれかに該当している人

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患している人
- (2) 発熱(37.5℃以上)などの新型コロナウイルス感染症の症状を有している人
- (3) 濃厚接触者(保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた人又は保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された人)

2 特例措置の内容

1の各号のいずれかに該当している人が第46回理容師・美容師実技試験若しくは筆記試験又はその両方を欠席する場合は、「理容師・美容師国家試験の受験辞退申出書」(以下「申出書」という。)の提出により第47回理容師・美容師国家試験の当該試験の受験料を免除します。

ただし、第45回理容師・美容師実技試験若しくは筆記試験又はその両方において、特例措置を受けた場合は、第46回理容師・美容師国家試験の当該試験の特例措置を受けることはできません。

なお、申出書を提出した場合は、当該試験を受験することはできませんので留意 してください。

3 留意事項

第45回理容師・美容師実技試験又は筆記試験を合格した人の理容師・美容師国家試験の一部免除は、申出書の提出に関わらず、第46回のみ有効となりますので留意してください。

4 申出書の提出方法

- (1) 実技試験日又は筆記試験日の5日前から前日まで、申出書に必要事項を記入の上、当センターあて、FAX送信又は郵送してください。
- (2) 申出書の記載方法
 - ① 辞退する試験の選択実技試験・筆記試験のいずれかを○で囲むこと。
 - ② 辞退する理由2の該当する番号に○で囲むこと。

理容師・美容師国家試験の受験辞退申出書

氏	名			
受験番	: 号			

第46回理容師・美容師国家試験を次のとおり辞退します。

1 辞退する試験(辞退する試験の<u>いずれか</u>を○で囲んでください。)

実技試験 / 筆記試験

2 辞退理由

該当する辞退理由の番号を○で囲んでください。

- ※ 本申出書を提出後は、症状が改善された場合や検査の結果、感染が確認され なかった場合でも受験できません。
- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患している。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の症状を有している。
- (3) 濃厚接触者である。

令和 年 月 日 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理 事 長 殿

センター連絡先

T 1 3 5 - 8 5 0 7

東京都江東区有明3-7-26

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

試験第一部·試験第二部

電 話 03-5579-6875

FAX 03-5579-0511